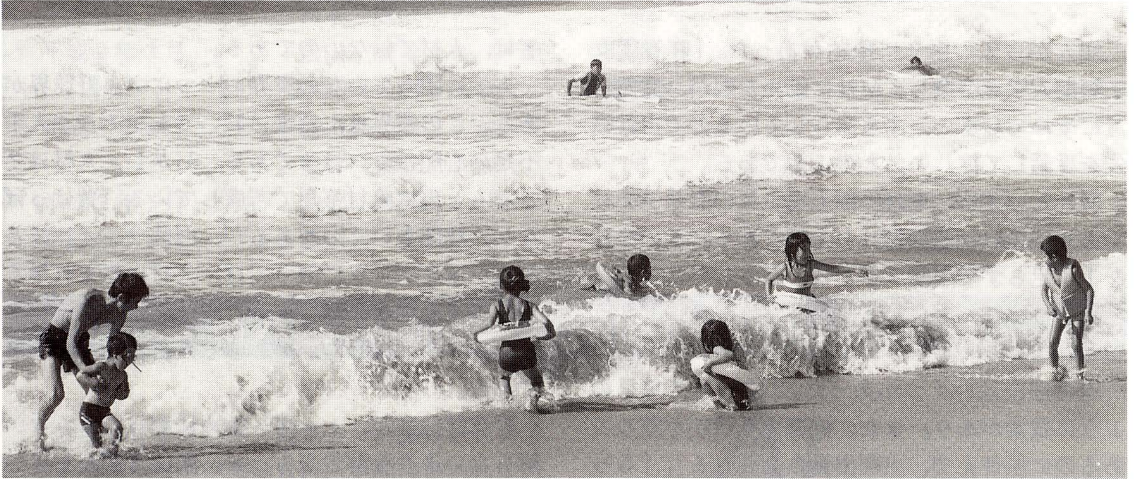


東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒104 東京都中央区銀座1-13-4 大槻経営労務管理事務所内

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 ☎03(535)5006 発行人 大槻哲也



巻頭言 「対人技術の研鑽・修得を」

第二部会長 沢 崎 昇

「人間は、かつては野獣であり、それゆえに人間が人間に近づくことは、常に悲劇の可能性を帯びていた。すなわち人間が人間に近づくということは、つい最近まで危険で困難な行動であったという。それゆえ近づく際のテクニックを案出することが必要だったのであり、そしてそれは人間の歴史全体を通じて発展するのである。そうした技術、その接近のからくりこそ挨拶である」(スペインの思想家・オルテガ)。

西洋人は親愛の表現としてよく握手をする。握手が中世の遺習であることは、間違いのない事実であろう。相互に右手を握り合っている間は、相手の「剣」や「拳銃」を気にする必要はない。だから握手をする二人にとっては喧嘩の武器である右手をすんなり差し出すことは、最大の好意と親善を表わす礼儀であったのだろう。すなわち握手は一種の武装解除でもあった。

人と人が出合ったときの“共通の場”、“確認

の場”の設定が必要であり、それが共通の慣習となったのであろうか。

欧米の国々の家庭教育の柱としてよくいわれているのが、三つのことばと一つの行為の、四つの潤滑油と呼ばれるものである。

三つのことばは、①プリーズ、②サンキュウ、③エクスキューズ・ミーであり、一つの行為とは「スマイル」である。特にスマイルは、娘さんがすこし大きくなると母親は、この子がどう笑うといちばん美しくなるかを実際に見て教えるのだという。

社会保険労務士が法令および実務に精通し、公正で誠実にそして常に品位を保持して業務を執行するのはもちろんであるが、「士」業として名実ともに世間の評価を磐石なものとするためにも、ヒューマン・ウェア(対人技術)の研鑽、修得が、今更ながら対人、対事業の潤滑油として必要ではあるまいか。

転職＞時短＜人材

時短カウンセラー

大槻 哲也



知人から久し振りに電話があった。「昨年T女子短期大学を卒業してM社に勤めた娘が、突然12月にやめてしまい、ぶらぶらしているので再就職先を世話して欲しい」とのことである。

M社といえば、東証一部上場企業の直系子会社であり、少しは名の知れた企業である。その会社を1年足らずで退職するとは、どうしたことか？と思いながら、とりあえず娘さん（21歳）と会うことにした。

退職理由はいくつかあった。「忙しくて毎日のように残業があり、また、隔週休2日制が定められているのに振替えて、土曜出勤させられる」、「もっと自分の趣味やスポーツ、娯楽に充てる時間が欲しい」等が主な不満であった。

わけ（理由）を聴いているうちに「最近の若者は、モノゴトを自分の都合ばかりで考えている。会社のこと、上司、先輩、同僚への思いやり、感謝の心が欠けている」、「仕事も一丁前にできないうちに、権利主張だけは……」と、経営者の言い分が、どこからともなく聞こえてくるようであった。

転職に対し、労使双方各々の言い分はあるだろうが、土俵上は人手不足の時代である。企業が人材を求め、定着（転職されないように）させるには、それなりの対応策が必要である。調査機関のアンケート等によると、①週休2日制等労働時間の短縮、②高い賃金、③働らきがい等の要件を備えた職場環境づくりが不可欠であることを指摘している。人材を求めるとは、人材の確保であって単に人手をかかえることではない。人材とは、企業の業績向上に貢献できる技能（知識、能力等）を有し、またはその可能性（潜在的）を秘めている者をいうのである。問題意識がなく、何事にも指示待ちで、いっこうに技能の進歩がみられない

者は、人材ではないのである。

人手に困っていない業界の一つにプロ野球界がある。この業界は、将来においてもおそらく人手不足の心配はないはずである。しかし、人材は？となると現に人材不足で苦慮している（負けっぱなし）球団もいくつかあるが、西武ライオンズと読売ジャイアンツに限っては、人材に恵まれ早くもリーグ優勝が濃厚である。両球団は、ドラフトやトレードに投じた、いわゆる人材資金もトップである。

野球評論家が、シーズン始めに解ったような、解らないような解説をもって、順位予想をしているが、私は理屈抜きで人材獲得に投じた人材資金の順位で予想しているが、今年もどうやらズバリの中しそうな気配である。

厳しい企業競争に生きのこれる企業をつくるには、よい人材を集め（転職、ハンティング）、育て（教育訓練）、活かすことである。具体的には週休2日制等時短の導入であり、時短に伴う人件費のコストアップ、売上高の低下等のリスクは、先行的人材資金として投資することである。

お客様は神様であると言われる時代に、人材はその守護人（神）と言えるのではないだろうか。

某企業に紹介した娘さんは、今、企業の人材として、ゆとりある生活をおくっているとのことである。

（注）ご覧になった方も多いたと思いますが大槻氏は、去る4月15日（日）NHKの「経済マガジン」に登場されました。

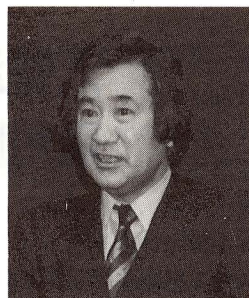
番組では氏が「時短カウンセラー」として時短希望事業所の時短指導を行なっている場面が放映されました。（広報委員）

「情報が主役」の時代

——その光と影

大阪経済法科大学教授
武蔵野女子大学講師
ジャーナリスト

鳥井守幸



第6回研修会
3月14日 電設健保会館

ニュースはすべてテレビから

毎年年末になると、そのとしの10大ニュースが何であったかが話題となる。

昨年(1987年)の10大ニュースには、ゴルバチョフ氏や土井タカ子氏などの名前が上ったが、特に変わった点では「情報が主役」という言葉が登場した事である。中国の天安門事変、ベルリンの壁の撤去、ルーマニアの崩壊、自民党の参議院選敗北等のニュースはテレビからの情報がすべて絡んでいる。

目覚ましい情報関連の発達

中国は、天安門前広場の出来事を外国にたいしてストップしたが、その情報はどんどん流れていった。これは、中国の経済解放活動の結果でもある。1978年から1988年の10年間ににおける情報関連の発達は目覚ましい。国内郵便物は28億通から60億通へ、都市部の電話は120万台から360万台へ、長距離通話は18,570万本から64,620万本へ、テレビは300万台から1,160万台へ、ファックスに至っては700倍にまで普及した。ために、情報の流出はもはやくい止める事は出来なかった。

ベルリンの壁も、ある意味では西側の情報によって撤去せられたと言ってもよいのではないか。以前は国内のチャンネルしか見れなかった東ドイツのテレビも、2～3年前からは西ドイツのチャンネルも見れるようになり、東ドイツの80%は西ドイツのテレビ番組を見ていたのである。

自民党の敗北も、幹部がテレビ情報の力をしらすすぎたからとも言える。ブッシュ氏は、選挙時には演出家を付けテレビでの演説に対応していたほどである。

このように発達して来たテレビの影響は、大学にも及んでいる。学生は講義を聞かない。1時間

半の授業に我慢できず自分勝手な事をしている。三重県教組の調査によると、子供が学校から帰って何で遊んでいるかと聞いたところ「外で遊んでいる」は5%しかいなく、ほとんどは「ファミコン・ゲーム」や「パソコン」で遊んでいると答えた。

情報の洪水の中で

今まさに情報が主役の時代であり、情報の洪水の中で人々は生きている。昭和62年の1年間の総情報供給量は42京2,000兆で、日本人1人当たり1日文庫本200冊分に相当するほどである。そして、その76%はテレビから流れる映像である。キーワードは、生まれた時からテレビがあったとする人達が人口の半数を超え、アスファルトとコンクリートが50%を超えた、ということである。従って、情報に動かされる人間が出て来るのは間違いない。

今や、情報は得ようとしなくても自然に目や耳から入ってくる。我々も情報は必要であるが、情報の洪水の中で真実の情報を選択し情報に惑わされないよう充分気を付けなければならないと、改めて痛感した。

(広報委員) 山崎雅也



入管法改正に際し、外国人労働者 雇用問題にどう対応するか

金 綱 久 夫

6月1日から、不法就労の外国人を雇った事業主
は3年以下の懲役または200万円以下の罰金という
制度を盛り込んだ改正入管法が施行されました。

この施行を前にして中央労働基準監督署の入っている大手町の合同庁舎にある東京入国管理局は、日本脱出のための外国人労働者で連日一杯だとの報道がありました。6月になると捕まるからという訳です。改正入管法では6月1日以降に入国した外国人労働者を不法に雇った雇用主を新しい処罰の対象としています。一部のマスコミでは「それ以前に日本で働いている者はその対象外になっているのでこれは誤解に基づくもの」と報道しているところがありましたが、不法就労している者に対しては旧法でも強制退去させられることになっています。また、不法就労させた雇用主に対してはその外国人の共犯者として処罰されることになっています。

しかし悪質な犯罪行為に対して実効性のある措置がとられるよう、不法就労させた者やその他ブローカーに対する罰則を明文をもって規定したのが、今回の改正法です。

今回の入管法の改正は不法就労外国人への対応のほか、外国人の在留活動の多様化と雇用拡大の要請に応えるため、その受入範囲の拡大、上陸審査基準の明確化など、入国在留手続きの円滑化を図っています。

在留資格の拡充については、投資・経営、法律・会計業務、医療等10種類の在留資格が新たに設けられました。このうち法律・会計業務の在留資格の中には、法律上規定されている外国法事務弁護士、外国公認会計士のほか、弁護士、公認会計士、税理士や、社会保険労務士もこれに当たります（法務省令第16号）。これによって、今後社会保険労務士として活躍する外国人も出て来る訳です。

しかし何と言っても中心となるのは、不法就労

外国人を雇用する事業主に対する罰則です。先日の新聞によると、財団法人KSDが、中小企業の7社に1社の割合で外国人労働者を雇用し、そのうち不法就労が7割近くあるという調査を発表したとのこと。早速その資料を読んでみると、このアンケートの回答は従業員19人以下のところ全体77%とのことで、人手不足に一番困っている層の事業所です。

この調査によれば、外国人労働者を雇用したいと考えている事業所は31.3%あり、その主な理由は、日本人労働者による労働力確保が困難というのが最も多く84.1%（複数回答）で、低賃金で労働力が得られるからというのは20.3%です。

外国人労働者についての考え方は、条件付で受け入れるというのが59.1%（複数回答）、受け入れないのは15.7%となっています。

そして今後国がすべき対策・規制については、日本語・社会生活に必要な知識を習得させるための研修機関を設ける57.8%（複数回答）、労災保険や健康保険などの制度を充実させる51.1%となっています。

人手不足に悩む中小企業の実態を無視して、外国人労働者の問題は論議できません。20人以下の企業が大半である我国の産業構造を考えると、建前のみでこの問題を論じても無理が生じます。新聞には、従業員5人中3人が外国人でそれらの者が帰国してしまうと会社はやっていけないという社長の記事がありました。さらになお、この社長が逮捕されて懲役3年の刑に処せられると、この会社は間違いなく倒産します。

これらのことを報じているマスコミには、不法就労外国人はいないでしょうか。その新聞を配達してくれている者の中に、最近ではよく外国人を

見かけます。これも配達員の確保が大変だからだ
と思います。

人手不足の背景には出生率の低下があげられま
すが、この傾向は今後ますます大きくなるものと
考えられます。そしてそれは、中小企業の人手不
足にマクロで拍車をかけます。先日の東京会総会
で中西連合会長が、「女性の雇用グラフのMの谷
(Vの部分は結婚・出産による減少を示す)が次第
になだらかになっているのは大変結構なことだが、
子供を産むのも大事なことだ」と労働省婦人局長
に話したと言っていました、その少なくなる若
年労働者を中小企業が受け入れるのは、ますます
大変になります。

私は悪質な利益を貪るブローカーなどは積極的

に摘発されてしかるべきだと思いますが、その反
面、外国人がいなければやっていけないような雇
用主を直ちに刑務所に入れて3年の懲役に処する
のは、日本の中小企業の活力をそぐことになる
と思います。それでなくても最近、中小企業の起
業が減っています。そのため通産省が資金を融資
して新しい企業を興しやすくする構想を発表しま
したが、我国全体として、中小企業がやっていけ
るような体制を構築すべきだと思います。

外国人労働者は条件付で受け入れること、そし
てそのための各種研修制度、管理制度を確立、充
実させることを望む次第です。私ども社会保険労
務士も大いに役立っていききたいと思います。

定例支部会議・政連支部大会が開催されました。

日時 平成2年3月14日(水)午後1時50分より

場所 電設健保会館

会議事項 (午後1時50分より)

(1) 第13回定例支部会議

イ. 議 題

第1号議案 平成元年度事業報告について

第2号議案 平成元年度収入支出決算報告
について

第3号議案 平成2年度事業計画について

第4号議案 平成2年度収入支出予算につ
いて

ロ. 報告事項

(2) 第4回定期支部大会

イ. 議 題

第1号議案 平成元年度事業報告について

第2号議案 平成元年度収入支出決算報告
について

第3号議案 平成2年度事業計画について

第4号議案 平成2年度収入支出予算につ
いて

ロ. 報告事項

第6回研修会 (午後3時30分より)

イ. 講 師 ジャーナリスト 鳥井守幸氏

ロ. テーマ 「情報が主役」の時代
——その光と影——

交歓懇親会 (午後5時より)

同会館にて研修会終了後、来賓の方々をお招
きして開催されました。



第 二 部 会 報 告

平成元年度の第二部会事業として研修会が開催されました。

日時 平成2年3月29日

場所 東京都石油業健保会館

講師 小野三嗣先生

東京学芸大学名誉教授

東京慈恵医大客員教授

演題 体力づくりの知恵



委	員	会
報	告	



〈総務委員会〉

第11回 正副支部長・委員長会

3月14日、電設健保会館において開催されました。

(1) 協議事項

イ. 第13回定例支部会議上程議案について

ロ. 第6回研修会並びに交歓懇親会の運営について

第4回 正副支部長・幹事・監査会議

3月14日、電設健保会館において開催。

(1) 報告事項

イ. 東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

ロ. 部会並びに委員会の活動状況について

ハ. 会員異動状況について

(2) 協議事項

イ. 第13回定例支部会議上程議案について

第1回 正副支部長・委員長会

4月11日、東京会・会議室において開催。

(1) 報告事項

イ. 東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

ロ. 平成元年度部会・委員会収入支出決算報告について

(2) 協議事項

イ. 平成2年度予算の配分について

ロ. 平成2年度第1四半期事業計画について

ハ. 東京都社会保険労務士会第12回通常総会代議員の推薦について

第2回 正副支部長・委員長会

5月9日、電設健保会館において開催。

(2) 協議事項

イ. 第1四半期の事業実施について

第1回 正副支部長・幹事・監査会議

5月9日、電設健保会館において開催。

(1) 報告事項

イ. 東京都社会保険労務士会諸会議の結果について

ロ. 部会並びに委員会の活動状況について

ハ. 第1回正副支部長・委員長会の結果について

(2) 協議事項

イ. 第1半期の事業実施について等を協議し決定しました。

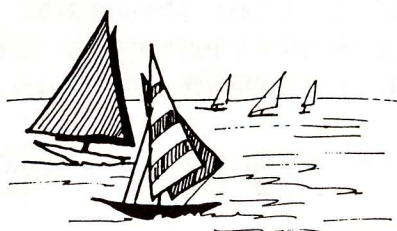
新しく当支部会員になられた方を紹介します。

入会年月	氏 名	開業・勤務等別	備 考
平成2年1月	高根 祐司	開業	
〃	竹内 順一	勤務等	
〃	武蔵 克之	〃	
〃	原田 秀雄	〃	
〃	八島 隆	〃	
平成2年2月	秋本 憲一	〃	
平成2年3月	松山 満芳	開業	
〃	本間 一昭	勤務等	
平成2年4月	新山甚一郎	〃	
〃	桃井 康一	〃	
平成2年1月	阿部 博英	〃	港区より転入
平成2年4月	藤田 泰	〃	台東区より転入

新入会員懇談会が開催されました。

平成2年5月17日、東京会・会議室において
新入会員懇談会が開催され、支部役員の他次の
方々が出席されました。

矢島カツコ、加藤和男、杉本利夫、原田秀雄、
八島隆 (敬称略、順不同)



会 員 異 動 状 況

(単位：名)

項目 地区	平成2年2月28日現在			異 動 (増減)			平成2年4月30日現在		
	開 業	勤務等	計	開 業	勤務等	計	開 業	勤務等	計
麴 町	38	141	179	1	△4	△3	39	137	176
神 田	59	129	188	△1	△5	△6	58	124	182
日 本 橋	33	110	143	△1	△7	△8	32	103	135
京 橋	45	99	144	△1	1	0	44	100	144
合 計	175	479	654	△2	△15	△17	173	464	637

政連本部の強い指導性を望む

昨年行われた国政選挙で参議院は、社会党をはじめとする野党の歴史的な大躍進によって保革逆転を為しとげた。

反面、秋に行われた衆議院選では、引続き社会党のマドンナ旋風が起きたものの、相対的には自民党の勝利に終わったことは周知のとおりである。

そこで、議員立法によって成立した不偏不党の立場にある、われわれ社会保険労務士は今度の選挙で、果して勝ったのか、負けたのか。とりまく環境がよくなかったのか、悪くなったのか、どうもよくわからない。

推せん立候補者が多数当選されて、われわれの目的が十分に達せられたのかどうか、末端会員の私にはどうも、よくわからないのである。

消費税と政治改革を争点とする選挙で当選者が、真にわれわれ社会保険労務士の味方になってもらえる人であるかどうか、判断するには余りにも情報が少ない過ぎると思う。

本部は推せん候補者を決定し、会員に協力を求めた以上、選挙結果に対して十分に総括し、それを会員に報告する義務があるのではなからうか。

そうすることが、会員を納得させ、すすんで会費を納めていただけるなど、真に政連が発展するための基本的な姿勢であると思うがどうだろう。平成元年度の東社労政連の会費納入率は61%（千代田中央支部56%）であったと聞く。この数値はほぼ例年と同じとのことだが、収納率を少しでも向上させることは、とりまなおさず会員の関心と協力を意味する。

わずかな政治資金で、大きな成果を得るためには、ぜひとも、できるだけ多くの会員の協力が不可欠だ。

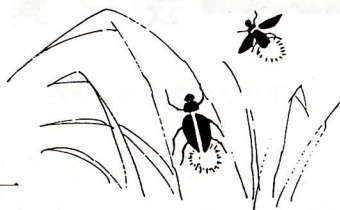
政連本部は目的達成のため、あらゆる方策を講じて、支部や私達会員の理解と協力がすすんで得られるよう、強力な指導性を期待してやまない。

（山本）

あ と が き

広報委員

相馬 誠一



▷五月晴れとはおせじにもいえなかった5月も終り、ようやく初夏の様子が見られるようになってきました。▷5月は仕事の忙しさを除けば、なんとなく浮き立つ思いの時期であり、少々天気が不順ではあったにしろ、神田明神の賑わい、三社さんの勇壮な動きは江戸風物の中でピカーであり、夏への思いがわき立つように感じられる。